

香川県県民ホール条例（昭和63年香川県条例第1号）第5条第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年7月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 対象施設

(1) 名称

香川県県民ホール（以下「県民ホール」という。）

(2) 所在地

高松市玉藻町9番10号

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、適正に県民ホールの管理を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- (6) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- (7) 文書の管理・保存を適切に行うこと。
- (8) 県民ホールの利用時間、休館日、利用の許可申請の手續等について、あらかじめ知事の承認を受け、適切に管理業務を行うこと。

3 業務の内容

- (1) 県民ホールの施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 香川県が指定する音楽、舞踊、演劇等の文化事業の実施に関する業務
- (3) 県民ホールの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) 県民ホールの使用に係る利用料金の收受業務
- (5) その他指定管理者が行う文化事業やレストラン等の運営など県民ホールの円滑な管理運営を図るために必要な業務

4 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

5 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付期間

令和2年9月18日（金曜日）から同月30日（水曜日）まで（持参の場合には、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和2年9月30日（水曜日）午後5時必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県政策部文化芸術局文化振興課（県庁本館8階） 総務・振興グループ

電話番号087-832-3784

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、令和2年7月28日（火曜日）から同年9月30日（水曜日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、6の(3)の場所宛てに令和2年9月18日（金曜日）午後5時必着で、表に「香川県県民ホール指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（定形外角型2号A4判用封筒に宛先を明記し、切手390円分を貼り付けたもの）又はレターパックライト（宛先を明記し、保管用シールをはがしたもの）を同封の上、請求すること。

また、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/shitei/>）からも入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

令和2年8月11日（火曜日） 午前9時 県民ホール大ホール棟5階第2会議室

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会による一次評価（書類）及び二次評価（プレゼンテーション）を実施した上で、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は、募集要項による。